

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第4 認定第4号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、読みあげます。

認定第4号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成28年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、歳入歳出決算書の221ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算総額。

歳入。歳入予算現額10億1,162万1,000円、歳入決算額10億1,495万2,705円。歳出。歳出予算現額10億1,162万1,000円、歳出決算額9億5,362万4,596円。歳入歳出差引額6,132万8,109円、うち基金繰入額0円。

平成28年9月6日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページを御覧いただきまして、歳入でございます。1款の保険料から9款の諸収入まで、合計で予算現額10億1,162万1,000円、調定額10億1,884万775円、収入済額10億1,495万2,705円、不納欠損額37万8,460円、収入未済額350万9,610円、予算現額と収入済額との比較333万1,705円。

次のページを御覧いただいて、歳出となります。1款総務費から7款の予備費まで、合計額で予算現額10億1,162万1,000円、支出済額9億5,362万4,596円、翌年度繰越額0、不用額5,799万6,404円、予算現額と支出済額との比較5,799万6,404円。一番下、歳入歳出差引残額が6,132万8,109円でございます。

では、附属資料の350ページ、351ページを御覧いただきたいと思います。

概略を御説明申しあげます。

まず、歳入ですが、1の保険料から9の諸収入までで、10億1,495万3,000円でございます。26年度、9億2,912万5,000円でございますので8,582万8,000円の増、プラス9.2%となっております。歳出合計といたしましては9億5,362万5,000円、26年度は8億9,754万6,000円でございますので5,607万9,000円の増、プラス6.2%となっております。

歳入に戻りまして構成比を見ますと、保険料の26.3%が最も多く、次が支払基金からの交付金で24.1%となります。前年度は支払基金の交付金が最も多く、次が保険料でございましたけれども、平成27年度から保険料を改定したことによるものでございます。この保険料は、第6期の高齢者保健福祉計画、27年度から29年

度から適用をされます。その保険料は前年度と比べまして5,190万4,000円の増、24.2%の伸びとなっております。また、国庫支出金は18.8%の伸び、県支出金も5.8%の伸びとなっております。国庫金等の増は、消費税の増税に伴いまして、平成27年度から負担能力に応じた保険料軽減を行っておりまして、その軽減分を国費等の公費で補填したことなどによります。

続いて、歳出でございます。2の保険給付費を御覧いただきまして、決算額8億7,323万円、構成比は91.6%になります。昨年よりも2,543万9,000円の増、約3%の伸びとなっております。要因としては、要介護認定者の伸びが大きいものと考えてございます。また、保険料改定などにより、27年度は2,700万円の基金への積み立てを行うことができました。これにより、保険給付費の構成比が前年度より若干下がっております。

次に、351ページを御覧いただいて、要介護（支援）認定者数の表を御覧いただきたいと思っております。

人数を見ますと、1号、2号合計でございますが、要支援1が41、要支援2が79、要介護1が126、2が96、3が110、4が85、5が60、合計597名でございます。昨年は合計で547名でございましたので、50名の増、9.1%の増となります。特に多いのが要支援の1と要介護1、3、この伸びが大きくなっております。

要介護認定者の状況でございますが、人口に対して第1号被保険者の利率が増えている状況でございます。今年の3月末の住民基本台帳の人口は1万7,074人でございまして、前年と比べて263人増えております。それに対して、第1号の被保険者については27年度末4,068人、前年度末に比べて155人増えておりまして、人口の伸び率は1.6%でございますけれども第1号の被保険者数は4.0%の伸びとなっております。

続いて、その下のサービスの利用状況でございます。①の施設サービスは、特別養護老人ホームが32名、老人保健施設が34名、介護療養型医療施設が3名で、計69名でございます。昨年は64名でございましたので、5名の増になります。3施設の中では老人保健施設が一番多く、人数は昨年より1名増加いたしました。これは、最近、老人保健施設の建設が増えていることによるものと考えております。

次の②居宅介護サービスでございますが、延べ受給者数は4,403名、前年と比べて443名増えております。一方、利用率は55.5%でございまして、昨年より1.6%の減少となっております。こちらは、要支援1、2の利用率が若干下がったことによるものと考えてございます。

次の③地域密着型サービスでございますが、介護度別の人数は資料記載のとおりでございますが、延べ受給者数は664名、昨年より16名増加しております。地域密着型のサービスも増えている状況にあります。

次の④サービス種類別年間利用件数でございます。こちらは、介護と介護予防を合わせた件数で合計しておりますが、特徴的なものを挙げますと、真ん中にございます

通所介護、こちらが昨年比で10.5%の増、一つとんで福祉用具の貸与が昨年比13.3%の増となっております。

右側の表で見ますと、3番目にあります介護予防・居宅介護支援、こちらは昨年比11.3%の増となっております。また、地域密着型では、下から2番目の小規模多機能型居宅介護、こちらが昨年比52.3%の伸びとなっております。

350ページにお戻りをいただいて、下のほう、保険料の状況でございます。平成28年3月末の第1段階から13段階までの所得段階別の被保険者数を記載してございます。合計4,068名でございます。

下の徴収方法別収納状況でございますが、現年度分、特別徴収の収納率は100%、普通徴収は93.3%、現年度分の計では99.5%でございます。滞納繰越分の22.8%を合わせた合計では98.6%、こちらは昨年より0.3%上回っております。ただ、滞納繰越分については昨年度より下回ってございます。現年度分の徴収に努めて、入り口の段階で滞納にさせないことが肝要ではないかと考えてございます。

それでは、説明資料の76ページ、77ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から御説明申しあげます。まず、介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

次の督促手数料も省略させていただきます。国庫支出金、国庫負担金、現年度介護給付費負担金でございます。国からの介護給付費等の負担金で、施設給付に関しては15%、施設分以外の給付については20%となっております。前年度と比べて12.6%の伸びでございます。また、過年度分は前年度分の国からの介護給付費の負担分の精算分となっております。

次の国庫補助金、現年度調整交付金は、市町村間の財政力の格差を調整するための国からの交付金でございます。後期高齢者の加入割合や所得の格差により交付されるものでございます。昨年と比べて323万8,000円の増でございます。

次の現年度分地域支援事業費交付金（介護予防事業）でございますが、介護予防の事業に対する交付金で交付率25%、次の包括的支援事業・任意事業分は39%の交付率となっております。

次のシステム改良事業費補助金でございますが、介護保険法の改正に伴う介護報酬の改定、あるいは低所得者の保険料の軽減、これに伴うシステム改修事業費に係る補助金でございます。2分の1となります。

次に、支払基金交付金、現年度分介護給付費交付金です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金、交付率は29%、こちらは前年度比2.0%の減となりました。

次が現年度分地域支援事業費支払交付金で、介護予防事業に対する交付金でございます。交付率は29%、前年度より62万2,000円の減となりました。

次が県支出金、県負担金、現年度分介護給付費負担金でございます。県からの介護給付費の負担金でございます。施設への給付費分が17.5%、施設分以外は12.5%となります。前年度比プラス5.9%でございます。

次の現年度分地域支援事業費交付金は交付率が12.5%、その次の包括的支援事業・任意事業は交付率19.5%でいただくものでございます。

次のページをお開きいただきまして、繰入金、一般会計繰入金、現年度分介護給付費繰入金は、一般会計から町負担分として介護給付費の繰り入れを行っているもので、12.5%でございます。こちらは、前年度比べまして6.6%の伸びとなっております。

次の職員給与費等繰入金は省略させていただいて、要介護認定等事務費繰入金となります。こちら、前年より15.7%の伸びとなっております。

次の現年度分地域支援事業費繰入金は介護予防事業に対する繰入金で12.5%、その下の包括的支援事業・任意事業の繰入金は19.5%でございます。

次の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料負担軽減分について一般会計から繰り入れるものでございます。

前年度繰入金以下は、御説明を省略させていただきたいと思っております。

次のページをお開きください。

歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、介護保険事業を運営するための旅費、消耗品、印刷製本、負担金等を支出しております。

一つ置いて、介護認定審査会費です。1市5町で共同設置しております、足柄上地区介護認定審査運営経費の開成町負担分でございます。認定の増に伴い前年と比べて3.5%の伸びとなっております。

次の認定調査関係費でございますが、認定のための訪問調査を行う経費でございます。訪問調査540件、職員の意見書作成を576件実施いたしました。

次の高齢者保健福祉事業運営協議会関係費は、運営協議会を3回開催しまして、その報償費でございます。

続いて、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付事業費でございます。28年3月末の要介護認定者は477人、また訪問介護、通所介護、短期入所など在宅で受ける介護サービスは年間8,313件でございます。昨年度は7,804件ございましたので、6.5%の伸びとなっております。

次の施設介護サービス給付事業費でございますが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方への給付でございます。822件、前年と比べて件数では2.4%の増、金額で見ますと3.4%の減となっております。

その下の介護福祉用具購入費でございますが、腰かけ便座や入浴補助用具等の福祉用具購入の償還払いとなっております。

次の介護住宅改修費給付事業は30件でございます。件数は昨年と同じでございますが、金額は64万円あまり増加をしております。手すりの取り付け、あるいは車椅子の進入路などが主なものですが、こちらにも増えている傾向にあります。

次の居宅介護サービス計画給付事業費は、要介護1から5までの方のケアプランの作成に対する給付でございます。3,257件、昨年より件数で見ますと9.1%伸びています。

次に、地域密着型介護サービス給付事業費でございます。認知症対応通所介護、認知症対応型共同生活介護などのうち地域密着型のサービスの利用による給付費で、671件でございます。

続いて、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付事業費でございます。対象者は120名で給付件数は1,281件、こちらは前年と比べて件数で言うと29.4%、大幅に伸びております。先ほどのとおり、要支援者が増えて利用者増加に伴うものと考えられます

次の地域密着型介護予防サービス給付事業費でございますが、認知症対応型の通所介護（デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、こちらの利用に係る給付で21件、こちらも昨年より大きく伸びております。

次の福祉用具購入費給付事業費は18件、その下の住宅改修費給付事業費は12件でございます。

次の介護予防サービス計画給付事業費は815件で、前年と比べて件数で見まして20.9%の伸びとなっております。

次に、高額介護サービス等費、高額介護サービス費です。これは、要介護1から5までの方の介護サービスの一部負担金が所得に応じて一定額を超過したときに、その超過した分の給付を行うものです。1,344件で、前年と比べて件数で16.4%の伸びとなっております。

二つとびまして、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス給付事業費です。要介護1から5までの方の施設利用のサービスの居住費及び食費に係る低所得者への給付、件数が933件、こちらは前年と比べて件数で34.4%の増となっております。

次の高額医療合算介護サービス給付事業費でございますが、高額介護サービス費と国庫の高額療養費、これら二つを合わせた自己負担額が一定の金額を超えたときに償還払いをされるものでございます。66件でございます。

高額医療合算介護予防サービス給付事業費は、こちらは介護予防でございますので、要支援1、2の方が対象となるもので、こちらは1件の実績がございました。

次のページを御覧ください。82ページでございます。

地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防高齢者施策事業費です。こちらは、二次予防事業対象者を把握する事業として、地域包括支援センターを委託している町の社会福祉協議会へ委託をしまして、二次予防の対象者192名を決定いたしました。また、通所型の介護予防事業のとじこもりの予防として、町で行っているいきいき倶楽部、こちらを年間20回実施し、延べ197名の参加がございました。また、いきいき健康体操やロコモ予防教室も実施しております。実績は記載のとおりでございます。

次の包括的支援事業費ですが、平成24年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託をしており、委託料を支出いたしました。また、地域包括支援センターの運営委員会の委員報酬を支出いたしました。

次の介護保険財政調整基金積立金は、今後の介護給付費の増加に対応するために、介護保険料の剰余金、また介護保険財政安定化基金の運用利息を積み立てたものでございます。

二つとびまして、一般会計繰出金です。平成26年度に一般会計から繰り入れた介護給付費等について、精算をした結果、剰余金を一般会計に繰り出すものでございます。

では、最後に、決算書の250ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額10億1,495万3,000円、2、歳出総額9億5,362万5,000円、3、歳入歳出差引額6,132万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額6,132万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。

御説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

以上で認定第4号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の詳細説明を終了いたします。